

豊中市認可外保育施設指導監督要綱

[目的]

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に基づく調査及び同条第3項から第6項の措置を含む指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

[対象施設]

第2条 この要綱の対象は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は、法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）又は市長の認可を受けていないものをいう。また、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の知事又は市長の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、かつ、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでない。

[指導監督基準]

第3条 市長は、指導監督について、法第7条から第11条までに定めるところに従って、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年月29日付け雇児発第117号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「指導監督基準」という。）に基づき、児童の待遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行う。

[把握と事前指導]

第4条 市長は、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、他部局の協力を得て、その速やかな把握に努める。

2 市長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

[届出]

第5条 届出対象である認可外保育施設の設置者は、施設の設置後1か月以内に市長に届け出なければならない（様式1、様式1-2）。市長は、設置後1か月を経過しても届出を行っていない

い施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めることができる。

- 2 届出を行なった認可外保育施設の設置者は、届け出た事項に変更を生じた場合は、変更の日から1か月以内にその旨を市長に届け出なければならない（様式2）。その施設を廃止し、又は、休止した場合も同様とする（様式3）。

市長は、前2項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料に処することができる。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

[報告徴収]

第6条 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者又は管理者」という。）に対して、年1回、期限を付して運営状況等に係る文書による報告を求めるものとする。

- 2 市長は、次のような場合において、設置者又は管理者に対して、速やかに報告を求める。
- (1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合（様式4）
 - (2) 当該施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している長期滞在児童がいる場合（様式5）
- 3 市長は、前2項に定める場合の他、必要に応じて特別に報告を求めることができる。

[立入調査]

第7条 市長は、届出施設、届出対象外施設ともに年に1回、立入調査を行うことを原則とする。

- 2 市長は、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、事業所長又は保育事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うことができる。
- 3 市長は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害を生じるおそれがある場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、隨時、特別に立入調査を実施することができる。

[改善指導]

第8条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らし改善を求める必要があると認められる施設に対し、文書により改善指導を行うことができる。なお、市長は、立入調査の際に、必要と認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことができ

る。

[改善勧告]

第9条 市長は、施設の設置者に対し、改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず改善が行なわれない場合であって、かつ改善の見通しがないなど、児童の福祉にとって有害であると認められる場合は、法59条第3項に基づく改善勧告を行うことができる。なお、児童の福祉にとって有害と認められる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

2 市長は、改善勧告を行なったにもかかわらず改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設利用者に周知することができる。

[事業停止命令、施設閉鎖命令]

第10条 市長は、改善勧告を行なったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、豊中市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要するなど、児童福祉専門分科会の意見を聴く暇がない場合は、児童福祉専門分科会の意見を聴くことなく、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

2 市長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行なった場合は、その処分の内容等について公表する。

[情報提供]

第11条 市長は、市民に対して認可外保育施設の基本情報や現況についての情報を提供する。

2 市が情報提供する内容等は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

情報提供の対象施設は届出施設とする。なお、居宅訪問型の保育事業の情報提供を行うに当たっては、個人情報に配慮するとともに、届出の際に公表する旨や公表項目等について、当該施設に対して事前に伝えておくことが望ましい。

(2) 情報提供の項目及び方法

豊中市のホームページに各施設の立入調査の結果のほか、事業所基本情報、施設情報、開所日・開所時間、サービス情報、併設サービスを提示する。併せて窓口等における認可外保育施設に係る情報提供に努める。

[評価基準]

第12条 評価の基準は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の一部改正（平成29年3月3日雇児発第0303第1号）によるものとする。

[雑則]

第13条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、指導監督基準によるところとする。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年5月23日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和2年7月2日から適用する。